

# ドイツ語の Bare-NP Adverbs についての覚書

## —前置詞 bis の分析を通して—

藤井俊吾

s.fujii0404@gmail.com

キーワード：ドイツ語 Bare-NP Adverbs checking theory  
proper nouns underspecification

### 要旨

一部の時や場所、方向、様態を表わす名詞に限り、単独で副詞的に用いることが出来ることが Bresnan & Grimshaw (1978) や Larson (1985) などによって指摘されている。Bare-NP Adverbs と呼ばれるこうした名詞句は、Case の付与・照合によって認可されると Larson (1985) や Bošković (2006) は主張したが、本稿では Case のみでは Bare-NP Adverbs の認可条件を捉えることが出来ないことを論じる。

ドイツ語の前置詞 bis は Bare-NP Adverbs として用いられる名詞の他は冠詞を取らない固有名詞しか直接取ることが出来ないが、そうした固有名詞は Case が underspecified であるため、Case を check する機能を持たない bis の項になることが出来ると考えられる。しかし Case の checking が不要な固有名詞を単独で副詞的に用いることは出来ない為、Bare-NP Adverbs の認可条件には Case 以外の条件が必要となる。

### 1. Bare-NP Adverbs

英語やドイツ語などに於いて文中で用いられる名詞句は通常、動詞や側置詞の項として実現し、単独で用いることは出来ない。しかし Bresnan & Grimshaw (1978) や Larson (1985) などによって指摘されている様に、一部の時や場所、方向、様態を表わす名詞を主要部とする名詞句は単独で副詞的に用いることが出来る。以下はドイツ語に於ける、heute 「今日」及び Tag 「日」の例である。

- (1) a. Wir gehen heute ins Kino.  
we.NOM go.PRS today in.the.ACC theater  
私たちは今日映画館に行く。
- b. Wir haben den ganzen Tag gearbeitet.  
we.NOM have.PRS the.ACC all.ACC day.ACC work.PP

<sup>1</sup> 本研究はドイツ学術交流会 (DAAD) の支援を受けて活動するドイツ・ヨーロッパ研究室 (Deutschland- und Europastudien in Komaba: DESK) の奨学金を得て行われた。

私たちは一日中働いた。

こうした動詞や側置詞を伴わずに単独で副詞的に用いられる名詞句は Bare-NP Adverbs と呼ばれ、英語ではその名詞句の主要部となれる名詞は *day, place, way* など語彙的に限定されている。ドイツ語に於いては格の明示されない *heute* 「今日」や *Weihnachten* 「クリスマス」の他に、対格 (*jeden Tag* 「毎日」) 及び属格 (*eines Tages* 「ある日」) で標示される例がある。

本稿ではドイツ語の例を通して Bare-NP Adverbs の統語的な特徴の一部について検討する。尚、本稿の例文は基本的に辞書の用例ないし辞書を基にした作例であり、主にウィーン出身の 20 代男性及びベルリン出身の 50 代男性に例文の確認をお願いした。

## 2. 先行研究

### ■Larson (1985)

Larson (1985)では Government and Binding Theory (GB)の枠組みから、Bare-NP Adverbs として用いることの出来る特定の名詞が[+F]という素性を有しており、この[+F]という素性が当該の名詞を主要部とする名詞句に斜格を付与しているという分析を行った。GB に於いては音形のある名詞は格を付与されねばならないという制約 (Case Filter) がある為に、動詞や側置詞の項とならない名詞は認可されないという予測になるが、素性[+F]を持つ特定の名詞のみは当該の名詞を主要部とする名詞句に斜格を付与出来る為に例外的にこの違反を回避することが出来るという。Bare-NP Adverbs となり得る名詞は、項位置で格を付与する場合は当該の格を受け取り、格を受け取る余地がない場合 (つまり Case Filter を回避する為に必要な場合) にのみ[+F]によって斜格を付与される。また意味役割については、「副詞的な意味役割は (任意に) どんな句にも付与される (Larson 1985: 606)」という前提を採っており、Bare-NP Adverbs の認可条件を考える上で基本的には問題とされていない。

しかし Kobayashi (1987)や McCawley (1988)などに指摘されている通り、[+F]を設定することで誤って適格と分析してしまう文が存在する点や、主要部が[+F]を有していると思われなくても Bare-NP Adverbs として認可されている例が存在している点など、問題が存在している。(以下は Kobayashi 1987: 337-339 の例文 i, 8b, 9 より引用。筆者により表記改変)

- (2) a. [<sub>NPi</sub> The time] did not seem *e<sub>i</sub>* ripe.  
 b. \*It did not seem [<sub>NP</sub> the time] ripe.  
 (3) One of them lived *next door*.

(2a)の様に *the time* が *seem* の主語位置に移動する場合は異なり、(2b)の様に *the time* が元位置に留まり主語位置に虚辞 *it* を挿入する場合は非文となっている。*time* は[+F]を持つとされる為に *the time* は自ら格付与を行うことが可能な筈だが、予測に反して実際には非文となっている。(3)では[+F]を持たないと思われる (つまり常に副詞的に用いることが出来る訳ではない) *door* が主要部となっている名詞句 *next door* が副詞的に用いられており、主要部

が[+F]を持つか否かが Bare-NP Adverbs として用いられうるかを決定するとする主張に相反する。また McCawley (1988)は冠詞や量化詞によって Bare-NP Adverbs としての容認性が変化する事例を示している。

#### ■Bošković (2006)

Bošković (2006)は Chomsky (1995)の提案した checking theory に基づき、adjunct として機能する Bare-NP Adverbs は inherent な interpretable feature を持つ為に Case を check される必要がない為に認可されるとする以下の主張を行った。Chomsky (1995)の checking theory では、uninterpretable feature は Logical Form (LF)に於いて派生を crash させる為にこれを check することで違反を回避する必要があるが、interpretable feature は LF で crash を惹き起こさない為に checking を必要としない。inherent Case は意味に基づく為に interpretable feature である。Bare-NP Adverbs として機能する名詞句の Case は inherent であり、よって interpretable である為に、Bare-NP Adverbs は Case Filter に違反しないという主張を行った。

以上で示した先行研究は基本的にその方法論の差こそあれ Case Filter の違反回避を主眼として Bare-NP Adverbs の認可条件を考察するものであった（アナロジーを用いた考察については八木 2013, 2014 を参照）。本稿では Bare-NP Adverbs の認可条件が格の観点のみでは捉え切れないことをドイツ語の前置詞 bis 「～まで」の分析を通して主張し、Bare-NP Adverbs 認可の条件について考察する。

### 3. ドイツ語の前置詞 bis

ドイツ語には時間に関する前置詞として bis 「～まで」及び seit 「～から」がある。例文としては以下の様なものが挙げられる。

- (4) Bis {morgen/ Weihnachten/ Ende Mai/ nächstes Jahr} will ich  
 until {tomorrow/ Christmas/ end May/ next.ACC year.ACC} will.PRS I.NOM  
 in Wien bleiben.<sup>2</sup>  
 in Vienna(.DAT) stay.INF  
 {明日/クリスマス/五月の終わり/来年} まで私はウィーンに留まるつもりです。
- (5) Seit {gestern/ Weihnachten/ Ende Mai/ letztem Jahr} bin ich  
 since {yesterday/ Christmas/ end May/ last.DAT year.DAT} be.PRS I.NOM  
 in Wien.  
 in Vienna(.DAT)  
 {昨日/クリスマス/五月の終わり/去年} 以来私はウィーンにいます。

<sup>2</sup> morgen 「明日」、Weihnachten 「クリスマス」及び Ende Mai 「五月の終わり」の格は後述の通り underspecified であると本稿では考える為、グロスに格は明記しない。但し中性とされる地名（例文4では Wien 「ウィーン」）の Case については specified とも underspecified とも取れる為にカッコ付きで示す。

- (6) a. {Morgen/ Weihnachten/ Ende Mai/ Nächstes Jahr} will ich  
 {tomorrow/ Christmas/ end May/ next.ACC year.ACC} will.PRS I.NOM  
 Italien besuchen.  
 Italy.ACC visit.INF  
 {明日/クリスマスに/五月の終わりに/来年} 私はイタリアを訪れます。
- b. {Gestern/ Weihnachten/ Ende Mai/ Letztes Jahr} habe ich  
 {yesterday/ Christmas/ end May/ last.ACC year.ACC} have.PRS I.NOM  
 Italien besucht.  
 Italy.ACC visit.PP  
 {昨日/クリスマスに/五月の終わりに/去年} 私はイタリアを訪れた。

(4)及び(5)に於ける bis 「～まで」と seit 「～から」がそれぞれ取っているのは、(6)で示した通り bare NP Adverbs として用いることの出来る名詞句である。seit 「～から」は Bare NP Adverbs として用いることの出来ない名詞も直接取ることが出来る。一方、bis 「～まで」は標準的なドイツ語では bare NP adverbs としては用いることの出来ない普通名詞を取る場合、zu 「～に」などの前置詞を伴わなければ非文となる。

- (7) Seit meiner Jugend wohne ich in München.  
 since my.DAT youth.DAT live.PRS I.NOM in Munich.(DAT)  
 青年期から私はミュンヘンに住んでいる。
- (8) a. \*Bis meine Jugend habe ich in München gewohnt.  
 until my.ACC youth.ACC have.PRS I.NOM in Munich.(DAT) live.PP  
 青年期まで私はミュンヘンに住んでいた。
- b. Bis zu meiner Jugend habe ich in München gewohnt.  
 until to my.DAT youth.DAT have.PRS I.NOM in Munich.(DAT) live.PP  
 青年期まで私はミュンヘンに住んでいた。
- (9) a. \*Er ist bis die Grenze gefahren.  
 he.NOM be.PRS to the.ACC border.ACC ride.PP  
 彼は国境まで走った。
- b. Er ist bis zur Grenze gefahren.  
 he.NOM be.PRS to to.the.DAT border.DAT ride.PP  
 彼は国境まで走った。

しかし bis 「～まで」が固有名詞である中性の地名を単独で取る場合、普通名詞の場合とは異なり前置詞を伴う必要がない。中性とされる地名は、(11)から明らかなように、側置詞を伴わずに副詞的に用いることが出来ない為に、bis 「～まで」が取る項としては認可されるが、Bare-NP Adverbs としては認可されないことが分かる。

- (10) Sie ist mit dem Auto bis (nach) Deutschland gefahren.  
 she.NOM be.PRS with the.DAT car.DAT to (to) Germany(.DAT) ride.PP  
 彼女はドイツまで車で走った。
- (11) Ich lebe \*(in) Deutschland.  
 I.NOM live.PRS \*(in) Germany(.DAT)  
 私はドイツに住んでいる。

前置詞 bis 「～まで」の直後に現れることの出来る名詞句が満たすべき条件に比べ、Bare-NP Adverbs として使うことの出来る名詞句が満たすべき条件の方がより厳しい（つまり両者がある共通する条件を持ちつつ、後者が前者にない条件を持っている）と仮定すると、Bare-NP Adverbs の認可条件には二つ以上の条件が存在することになる。

#### 4. Case Underspecification

Gallmann (1998)は以下の様に名詞が冠詞ないし形容詞と一致を起こした場合にのみ格接辞を伴い得ることを示した。(以下は Gallmann 1988:148 の例文 21, 22 より引用。筆者によりグロス及び訳を改変)

- (12) a. von E.T.s Planet  
 from E.T.'s planet  
 E.T.の星から
- b. \*von E.T.s Planeten  
 from E.T.'s planet.DAT  
 E.T.の星から
- c. \*von seinem Planet  
 from his.DAT planet  
 彼の星から
- d. von seinem Planeten  
 from his.DAT planet.DAT  
 彼の星から
- (13) a. von E.T.s lila Planet  
 from E.T.'s mauve planet  
 E.T.の藤色の星から
- b. \*von E.T.s lila Planeten  
 from E.T.'s mauve planet.DAT  
 E.T.の藤色の星から
- c. \*von E.T.s rotem Planet  
 from E.T.'s red.DAT planet

- E.T.の赤い星から  
 d. von E.T.s rotem Planeten  
 from E.T.'s red.DAT planet.DAT  
 E.T.の赤い星から

性・数・格による屈折形を持つ所有冠詞 *sein* 「彼の」を用いる場合、冠詞と共に名詞も屈折する（格接辞 *-en* を伴う）が(12d)、E.T.s 「E.T.の」の様に冠詞が性・数・格による屈折形を持たない場合、名詞も屈折しない（格接辞 *-en* を伴わない）(12a)。また *rot* 「赤い」の様に屈折形を持つ形容詞の場合は名詞も同様に屈折するが(13d)、*lila* 「藤色の」の様に屈折形を持たない形容詞の場合、名詞も同じく屈折しない(13a)。Gallmann (1998)は(12)や(13)の様に名詞が格の素性の標示を行わない現象を *Case Underspecification* によるものであると指摘した。Chomsky (1995)の提案した *checking theory* に従えば、*uninterpretable feature* としての *Case* は動詞や側置詞によって *check* されねば LF で派生を *crash* させるが、*Case* が *underspecified* な場合（つまり *Case* の値が入力されていない場合）はそもそも *check* されるべき素性が存在しないことになる。よって(12d)や(13d)の様に冠詞や形容詞が屈折する場合、当該の名詞は *Case* を持っているが、(12a)や(13a)の様に冠詞や形容詞が屈折しない場合には当該名詞の *Case* は *underspecified* となっている。

以上の考察を念頭に *bis* の振る舞いを観察する。以下の例に於いて、女性名詞 *Türkei* 「トルコ」が冠詞を伴う場合、つまり格を標示する場合には *bis* は名詞を直接取れないのに対し、*Türkei* 「トルコ」が冠詞を伴わない場合、*bis* はこれを直接取ることが出来る。（話者によって 14b は多少容認度が下がるが、少なくとも 14b と 14c の間には明らかな容認性の違いが見られる。尚、前置詞が当該の地名名詞を冠詞を伴わずに取り得るかは基本的にその名詞の性数により決まることが多い。一般に中性とされる地名名詞は、冠詞を伴わずに用いるのが普通である。女性名詞の *Türkei* 「トルコ」や男性名詞の *Iran* 「イラン」の様な大半の男性及び女性名詞の国名の場合は冠詞を伴わねば容認性が下がる話者があり、女性名詞 *die Schweiz* 「スイス」や *die Niederlande* 「オランダ」の様な複数の国名の場合は冠詞を伴わなければ非文になる。但し、複数名詞の *die USA* 「アメリカ合衆国」については例外的に容認する話者もいる。）

- (14) a. *bis in die Türkei*  
 to in the.ACC Turkey.ACC  
 b. ?*bis Türkei*  
 to Turkey

<sup>3</sup> 一般に中性とされる *Deutschland* 「ドイツ」などの（大半の）地名名詞は、性質を表わす形容詞を伴わない場合には基本的に冠詞を伴わないことから、性の素性は人名と同じく *underspecified* であり、必要な場合に意味に基づき素性を得ていると思われる。このことが特に男性及び女性の地名名詞との振る舞いの差異を生んでいると考えられるが、これについては稿を改めて論じることとする。

- c. \*bis die Türkei  
to the.NOM/ACC Turkey.NOM/ACC  
トルコまで

Gallmann (1998) の観察に基づけば、(14b)に於いて冠詞のない *Türkei* 「トルコ」の Case は underspecified となっていると考えられる。これに対し、(14c)の冠詞を伴う *die Türkei* 「トルコ」の Case は specified と見做される。しかし(14c)が非文となっていることから、*bis* が Case を check しないことが分かる。冠詞を伴わない(14b)の *Türkei* 「トルコ」の Case が underspecified であることは、以下の様に冠詞を伴わない *Türkei* 「トルコ」が主語位置（つまり主格を持たなければいけない位置）には来られないことから確認される。

- (15) \*(Die) Türkei liegt größtenteils auf der  
\*(the.NOM) Turkey(.NOM) lie.PRS for\_the\_most\_part on the.DAT  
anatolischen Platte.  
anatolian.DAT plate.DAT  
トルコは大部分アナトリアプレート上にある。

(15)の定動詞 *liegt* 「ある」の持つ  $\phi$ -feature 等の uninterpretable feature は主語と checking relation を結ぶことで消去されなければ派生が crash してしまうが、*Türkei* 「トルコ」が冠詞を伴わない場合、つまり Case が underspecified になる場合にはこの関係を結ぶことが出来ず、結果として uninterpretable feature が LF まで残り非文になってしまう。前置詞句の場合には、Gallmann (1998)の議論で見た通り、項となる名詞句の Case は specified でなくとも良いが、これは前置詞と定動詞の性質の差、つまり uninterpretable feature を常に持つか否かの違い（少なくとも前置詞が  $\phi$ -feature を持つことはない）に還元されると思われる。

以上の議論を整理する。*bis* 「～まで」は Case を check しないので、その項となる名詞句は何らかの手段で Case filter を自力で突破する必要がある。*bis* 「～まで」の項となる名詞には Bare-NP Adverbs と同じく二つの形態の違い、即ち冠詞や形容詞による性・数・格の標示の有無が見て取れるが、この差異は二通りの Case filter の突破の過程を示している。性・数・格の標示がない場合には、以上で議論した通り、Case が underspecified となっており、そもそも Case checking の必要性が生じない。性・数・格の標示がある場合には Bošković (2006) が議論した通り、内在格、即ち inherent な interpretable feature を持つ為にこれも Case checking の必要性がないことになる。よって、以下の Bare-NP Adverbs 及び *bis* 「～まで」の例ではどちらも Tag 「日」の格が内在格であることから認可されていると考えられる。

- (16) a. Wir haben den ganzen Tag gearbeitet.  
we.NOM have.PRS the.ACC all.ACC day.ACC work.PP  
私たちは一日中働いた。

- b. Bis die Tage!  
 until the.ACC days.ACC  
 また会う日まで!

但し、Bošković (2006)で扱われた Serbo-Croatian とドイツ語では形態面での差異が存在する。Serbo-Croatian では単独で名詞を経路を表わす副詞として用いる際に instrumental の Case を用いるのに対し、ドイツ語では名詞を副詞的に用いる際には対格ないし属格という他に多くの機能を持つ格が用いられる (以下の Serbo-Croatian の例は Bošković 2006:530 の例文 (27a)より引用。筆者によりグロス及び訳を改変)。

- (17) Trčao je šumon.  
 run.PP be.PRS forest.INS  
 彼は森を走った。

ドイツ語で格を標示する Bare-NP Adverbs が基本的に語彙的に限られる傾向があるのは、内在格が実現する格の形態が他の機能を持つ対格や属格に限定されるためだと思われる。つまり、対格や属格に通常の用法の他に名詞句単独の副詞的な用法があることを個別の単語毎に記憶しておく必要があることが原因であると考えられる。ただ、これを詳細に論じるには多くの個別言語の振る舞いを見る必要がある為に、本稿ではこれ以上の議論を控える。

また Case が underspecified となる名詞が語彙的に限定される理由については別の説明が必要になる。名詞を単独で副詞的に用いるか、或いは bis 「～まで」が名詞を直接取る場合、名詞は意味的に特定の場所や時間、経路といったものを表わすことになる。名詞が冠詞や形容詞を伴わない場合には、名詞は単独である決まった (或いは文脈を与えられれば範囲が定まる) 対象を指すものでなければならない。性・数・格を標示せず Bare-NP Adverbs として用いることの出来る名詞の内実を見てみると、morgen 「明日」や gestern 「昨日」の様なダイクシス表現の他に、Weihnachten 「クリスマス」や Ostern 「イースター」の様に特定の行事が行われる日を指す表現や Ende Mai 「五月の終わり」の様に暦の中の特定の範囲を示す表現といった、決まった範囲の対象を指す表現に限られている。このことから、名詞を性・数・格を標示せず単独で副詞的に用いるには、まず名詞単独がある決まった対象を指すことが出来るかが条件になっていることが考えられる。この仮定を支持する事実として、ある特定の時間を指すのではなく、仮定に於けるその行事の日一般について述べる以下の様な文で Weihnachten 「クリスマス」は単独で副詞的に用いることが出来ない。

- (18) Was mögen Sie \*(an/ zu) Weihnachten?  
 what want.PRS you.NOM \*(on/ to) Christmas(.DAT)  
 (アンケートの文で) クリスマスの日には何がしたいですか?



Deutschland「ドイツ」などの地名については bis「～まで」の項になれる、つまり Case を check する必要性は無いということになるが、しかし単独で副詞的に用いることが出来ない。これが、Bare-NP Adverbs の認可条件が Case だけではないと主張する理由である。一方、決まった範囲の対象を指すことの出来ない名詞の場合、冠詞や (nächst「次の」などの指示的な) 形容詞の助けを借りなければ特定の範囲の対象を指すことが出来ない為に名詞句の Case は specified にならざるを得ないため、当該名詞句の Case が内在格として実現出来なければ非文となる。bis「～まで」が伴う zu「～へ」などの前置詞は、名詞句の Case を check する役割を持っており、ある種の救済手段として機能している。尚、bis「～まで」は名詞句の他に TP や CP を取ることが出来るが、これらも Case を check される必要がない為に直接取ることが可能となっている。

- (19) Er wartet noch, bis die Postbotin gekommen ist.  
 he.NOM wait.PRS still until the.NOM postwoman.NOM come.PP be.PRS  
 彼は郵便集配人が来るまで待っている。

以上の議論より、冠詞を伴わない地名名詞を bis「～まで」が直接取ることが出来るのはこれらの Case が underspecified であり、Case filter の違反を単独で回避することが出来るからであるという結論が得られた。しかし、(20)の様に bis「～まで」が直接取ることが出来る地名名詞であっても、(21)の様に Bare-NP Adverb として (つまり名詞単独で副詞的に) 用いることは不可能であることから、Case の観点のみで Bare-NP Adverb の認可条件を定義することは出来ない。

- (20) Sie ist mit dem Auto bis (nach) Deutschland gefahren.  
 she.NOM be.PRS with the.DAT car.DAT until (to) German ride.PP  
 彼女はドイツまで車で走った。

- (21) Ich lebe \*(in) Deutschland.  
 I.NOM live.PRS \*(in) Germany  
 私はドイツに住んでいる。

## 5. 結論

本稿ではドイツ語の前置詞 bis の振る舞いを通して Bare-NP Adverbs の振る舞いの検討を行った。冠詞を伴わない地名名詞の Case は underspecified であるため、Case を check する能力を持たない bis がこれを直接取ることが出来ること、にもかかわらず地名名詞は Bare-NP Adverbs として用いることが出来ないことから、Bare-NP Adverbs の認可条件には Case 以外の条件を考えなければならない可能性を指摘した。

略号

ACC	accusative	DAT	dative	INF	infinitive	INS	instrumental
NOM	nominative	PP	past participle	PRS	present		

参考文献

- Bošković, Željko (2006) Case Checking versus Case Assignment and the Case of Adverbial NPs. *Linguistic Inquiry*, 37(3): 522-533
- Bresnan, Joan & Jane Grimshaw (1978) The Syntax of Free Relatives in English. *Linguistic Inquiry* 9: 331-391
- Chomsky, Noam (1995) *The minimalist program*. Cambridge, MIT Press.
- Gallmann, Peter (1998) Case Underspecification in Morphology, Syntax and Lexicon. In Alexiadou, Artemis/ Wilder, Chris (ed.), *Possessors, Predicates and Movement in the Determiner Phrase*, 141-176, Amsterdam/ Philadelphia, John Benjamins
- Kobayashi, Keiichiro (1987) A Note on Bare-NP Adverbs. *English Linguistics* 4: 336-341
- Larson, Richard K. (1985) Bare-NP Adverbs. *Linguistic Inquiry* 14: 595-621
- McCawley, Lames D. (1988) Adverbial NPs: Bare or Clad in See-Through Garb? *Language* 64, 583-590
- 八木孝夫 (2013) 「名詞修飾の不定詞節における前置詞消失について (上): Bare-NP Adverbs における文法拡張の一樣相」 『英學論考』 42, 65-83, 東京学芸大学
- 八木孝夫 (2014) 「名詞修飾の不定詞節における前置詞消失について (下): 文法拡張におけるアナロジーの役割を中心に」 『英學論考』 43, 87-113, 東京学芸大学

# The Constraints on Bare-NP Adverbs: The Analysis

## Focusing on the German Preposition “bis”

Shungo Fujii  
s.fujii0404@gmail.com

**Keywords:** German, Bare-NP Adverbs, checking theory,  
proper nouns, underspecification

### Abstract

Bresnan & Grimshaw (1978) and Larson (1985), among others, have pointed out that only lexically limited nouns, representing times, locations, directions or manners, can be used as adverbs without verbs or adpositions. These nouns are called “Bare-NP Adverbs”. Larson (1985) and Bošković (2006) argued that they are sanctioned by the assignment or checking of their Cases. In this paper, I will show that Case is not the only constraint on Bare-NP Adverbs.

In German, only Bare-NP Adverbs or proper nouns can be arguments of the preposition “bis”. When proper nouns are arguments of “bis”, their Cases are underspecified and therefore the derivation will not crash. Though their Cases need not be checked, they never appear as Bare-NP Adverbs. This is why Case cannot be the only constraint on Bare-NP Adverbs.

(ふじい・しゅんご)